

北海道後期高齢者医療広域連合 物品の購入、製造の請負及び修繕契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする物品の（ ）契約をいう。以下同じ。）の履行に当たって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受注者は、物品をこの契約の納入期限までに発注者の指定場所まで納入するものとし、発注者はその契約金額（分割払のときは、当該分割金額。）を支払うものとする。

3 この約款に定める承諾、通知、請求、指示、催告、表示、報告及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則（平成20年規則第1号）第97条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(製作工程表の提出等)

第3条 発注者は、必要に応じて受注者に対し、物品の製作工程表の提出を請求することができる。

2 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、物品の納入の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、物品の納入の性質上特に発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により物品の納入の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、前項の承諾にあたり、受注者に対して、受注者が第1項の規定ただし書の規定により物品の納入の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受注者は、第1項及び第2項の規定により物品の納入の一部を第三者に委託した場合、発注者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(納入費用の負担等)

第6条 受注者は、仕様書等に別の定めがある場合を除き、この契約に基づく物品の納入に必要な費用について負担する。

2 受注者は、物品の納入に際し、発注者に対し納品書を提出しなければならない。

北海道後期高齢者医療広域連合 物品の購入、製造の請負及び修繕契約約款

(検査及び引渡し)

第7条 受注者は、納入に際し、又は発注者の定める日時に立会いのうえ発注者の定める検査（以下「納品検査」という。）を受けなければならない。

2 受注者は、物品を納入するときは、仕様書等にてあらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、仕様書等にてあらかじめ指定されていない場合であっても、物品の性質上可分であるものについて発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 発注者は、納品検査を納入の日から起算して10日以内に終えなければならない。

4 発注者は、受注者が納品検査に立ち会わないときは、当該納品検査の結果について受注者の異議の申立てを認めないものとする。

5 発注者は、納品検査に合格したとき、受注者から物品の引渡しを受けるものとし、同時に物品の所有権は受注者から発注者へ移転するものとする。

6 発注者は、必要と認めるときは、物品の納入が完了するまでにおいて、品質等の確認を行うため、中間検査を行うことができる。

7 納品検査（前項による中間検査を含む。）に直接要する費用及び納品検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。

8 受注者は、納品検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に物品の引換え若しくは製作のし直し、又は補修を行わなければならない。この場合の引換え若しくは再製作又は補修後の納入については、前条及び前各項の規定を準用するものとする。

(危険負担)

第8条 前条第5項（同条第8項で準用する場合を含む。）の引渡し（以下「物品の引渡し」という。）の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(契約金額の支払)

第9条 受注者は、物品の引渡しを終えたときは、契約金額（分割払のときは、当該分割金額）の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額（分割払のときは、当該分割金額）を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰する事由により、第7条第3項の期間内に納品検査（同条第8項で準用する場合を含む。以下同じ。）を終えないときは、その期間を経過した日から当該納品検査が終了した日までの期間を約定期間から差し引くものとする。この場合に、差し引く日数が約定期間を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、物品の引渡し後、当該物品に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受注者に対し、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求すること

北海道後期高齢者医療広域連合 物品の購入、製造の請負及び修繕契約約款

ができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法により、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不可能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

(契約不適合の担保期間)

第11条 発注者は、契約不適合（数量を除く。以下この条において同じ。）を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、当該契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償及び契約金額の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。

ただし、受注者が物品の引渡し時に当該契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金等)

第12条 受注者の責に帰すべき事由により納入期限までに物品を納入することができない場合においては、発注者は、違約金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、納入期限の翌日から納品検査に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該納品検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割納入するとき及び第7条第2項の規定により分割納入したときは、前項の違約金は、契約金額から納品検査に合格した分割量に応じた契約金額相当額を控除した金額を基礎として算定する。ただし、全履行がなされなければ、契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受注者は、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により納入期限内に物品の納入ができないときは、直ちに理由を明記した書面により発注者に対して当該納入

北海道後期高齢者医療広域連合 物品の購入、製造の請負及び修繕契約約款

期限の延長を申し出なければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項以外の事由により納入期限内に履行できないときは、受注者に対して履行遅延の事由及び履行可能な期限等を明記した書面の提出を求めることができる。
- 6 発注者の責めに帰する事由により、第9条第2項に規定する支払が遅れたときは、受注者は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第13条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による物品の引渡し後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第14条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに物品の全部又は一部を納入しないとき。
 - (2) 第7条第8項の規定に基づき、発注者が指示した期間内に物品の引換え若しくは再製作又は補修がなされないとき。
 - (3) 第10条第1項及び第2項に定める追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 物品を納入することができないとき。
 - (2) 物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の一部の納入ができないとき又は物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

北海道後期高齢者医療広域連合 物品の購入、製造の請負及び修繕契約約款

- (4) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（キにおいて「関連契約」という。）の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオのいずれかに該当する者を関連契約の相手としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに応じなかったとき。
 - ク 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 発注者は、第1項又は前項（第7号を除く。）の規定により契約を解除したときは、既納部分を検査し、当該検査に合格したものは、これを購入することができる。
- 4 第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

北海道後期高齢者医療広域連合 物品の購入、製造の請負及び修繕契約約款

5 第1項各号又は第2項各号（第7号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、契約金額の100分の10（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（発注者に対する損害賠償）

第15条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還）

第16条 発注者は、受注者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第17条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（著作権等に関する取扱い）

第18条 本委託業務の成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利は、検査合格後、直ちに発注者に移転するものとする。

2 発注者は、著作権法第20条第2項各号に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。また、受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法における公表権及び氏名表示権を行使することができない。

3 受注者は、本契約により製作する成果物においては、特許権など法令に基づき保護される第三者の権利を侵害することがないように十分配慮しなければならない。また、本件委託期間終了後における利用及び実施等が有償となる知的財産は用いてはならない。

北海道後期高齢者医療広域連合 物品の購入、製造の請負及び修繕契約約款

(個人情報の保護)

第19条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第20条 受注者は、この約款に定めるもののほか、北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受注者は、発注者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

別記

個人情報取扱注意事項

個人情報の取扱いに関して、以下のとおり注意事項を定める。

1 基本的事項

受注者は、本件業務を処理するに当たって個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

2 取得の制限

受注者は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

3 秘密の保持

- (1) 受注者は、本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、その使用する者が本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
- (3) 前2号の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 利用及び提供の制限

受注者は、本件業務を処理するに当たって個人情報を当該業務の目的以外に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 安全確保の措置

受注者は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 従事者への周知及び監督

- (1) 受注者は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- (2) 受注者は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7 複写、複製の禁止

受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

8 資料等の返還

受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

9 事故報告

受注者は、この個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者へ報告し、その指示に従うものとする。

10 損害のために生じた経費の負担

本件業務を処理するに当たって、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、この限りではない。

11 契約の解除及び損害賠償

発注者は、受注者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。